

# 東日本大震災の記録

## ■ 出納局各課別対応事例

### 【 会 計 課 】

#### I 支出関係

##### 1 支出一般関係

###### (1) 現金対応

津波により沿岸部の合同庁舎（気仙沼及び東部）各事務所の執務室が浸水し、被災した執行機関では財務総合管理システムが使用不能となり、通常の会計処理が不可能となった。

地域も被災し、行政活動に必要なガソリン、消耗資材等の購入について、単価契約等にかかわらず、納入可能業者からの緊急的現金購入の必要に迫られ、購入するための資金（現金）が無い状況となった。

(※ 現金購入のために資金前渡したくても金融機関も被災したため、振込や引落ができない状況にあった。)

#### 《具体的取組》

- ・ 当初、各事務所の所管部局が各々対応することも検討したが、合同庁舎が被災したことから、関係する所管部局も複数で、また被災状況が甚大で各事務所に緊急的な資金の調達をすることは難しいと判断し、会計課が一括して資金前渡（常時資金）として現金を調達し、各合同庁舎を所管する各地方振興事務所に現金を持参し、緊急的な資材等の購入を支援した。  
(予備費充当；気仙沼（300万円）、東部（100万円）を持参)

#### 《成果・課題・反省点等》

- ・ ガソリン、消耗資材等の緊急購入が可能となり、行政活動の停滞の解消に大きく貢献したことから、今後の有事の際の参考となる。  
(※ 後日開催された常任委員会で状況報告した際、2合同庁舎に止まらず、全部の合同庁舎に持参しても良かったのではないかとの意見も出された。)
- ・ 各事務所に取扱責任者を決め、精算に留意するよう指導したが、精算に当たり領収書の内容が不明なもの等もあり、整理に時間を要した。

###### (2) 立替払

災害の発生に伴い、会計課に職員の立替払に関する問い合わせが多数寄せられた。ガソリンの購入、公用車の流出等によるタクシーの借り上げ増加等に対応する緊急的な支払が必要となり、資金前渡、常時資金の準備が間に合わない状況が

発生した。そのため、「災害時における職員の立替払の取扱いについて（お知らせ）」を職員ポータルに掲載し、弾力的な対応をするよう周知した。

《具体的な取組》（本庁執行分）

- ・ガソリン給油 93 件
- ・資材購入 2 件
- ・タクシー使用料 3 件
- ・フェリー使用料 1 件
- ・有料道路使用料 1 件
- ・パンク修理 1 件
- ・ボランティア保険料 2 件
- ・委員会委員食糧費 1 件
- 計 104 件

《成果・課題・反省点等》

資金前渡，常時資金での対応も可能と思われる事案もみられた。

### （３）口座支払不能

- ① 被災により，沿岸部の金融機関が機能停止し，口座振替払いができない状況が発生したため，他金融機関への支払変更を指示した。
- ② 既に支払処理済で振替不能の案件（199 件，約 1760 万円）については，各執行機関に支払えない旨の事情を説明し，会計課で強制的に返納処理を行った。
- ③ ②の案件については全て平成 22 年度支払処理分なので，各執行機関の支払状況を見ながら，支払未処理が発生しないよう指導した。

## 2 給与事務関係

### （１）3 月分給与の支給関係

- ① 所属内控除のデータ送信期限が 14 日（月）午後 2 時だったが，通信が途絶したため，各所属から給与システムへのデータ送信ができなくなった。  
震災発生時点ではデータ送信未了の所属が相当数あり，その所属に係る給与の口座振込みが行われないので，現金支給となってしまう事態が想定された。

《具体的取組》

- ・ 情報システム課に，データ送信未了の所属抽出及び当該所属に係る 2 月分所属内控除額のデータ出力を依頼した（教育庁，警察本部を含む）。
- ・ 知事部局に係る 26 所属・992 名分の控除額を給与システムに入力した（教育庁，警察本部はそれぞれ処理）。
- ・ 週明けには，電話，メール，FAX 等を駆使し，できる限り所属に状況を伝達するとともに，データの修正依頼にも対応した。

《成果・課題・反省点等》

- ・ 所属全員分の給与が現金支給となる事態が避けられ，通信規制があった一部の金融機関以外は，各職員の指定口座に振り込むことができた。

- 平成22年度に大規模震災時の「県業務継続計画（BCP）」について検討した際、給与支給に係る対応についてシステム担当者等と意見交換していた。これにより、今回の震災発生時にも、前月分データの活用・入力について速やかに対応することができた。

- ② 各金融機関も被災し、特に信用金庫・信用組合（7行。その後4行追加。）は通信規制により、振込データ等の送信が不能となった。主な給与取扱先である指定金融機関及び指定代理金融機関も被災し、沿岸部を中心に多数の支店が通常営業できない状況となった。

#### 《具体的取組》

- 指定金融機関及び指定代理金融機関については、銀行の公金担当者やホームページから随時営業状況の情報を収集した。
- 振込不能の信用金庫等に係る給与の取扱いについて、企画班、出納・決算班とも調整の上、対応を検討した。
  - 当該信金等を給与振込先としている場合は、その額を所属の給与資金前渡職員口座に振り込み、現金で支給する。
  - 当該信金等に資金前渡口座を開設している場合、
    - その所属が他行に口座を開設していれば、その口座に振り込む。
    - 他行に口座がなければ、その所属に新口座を開設させる。
    - 上記がいずれも不可の場合は、一時的に会計管理者口座に受け入れ、月内に整理する（あくまでも非常手段として）。
- 教育庁教職員課及び警察本部警務課とも調整し、特に、沿岸部の学校の新規口座開設等においては、両課に尽力してもらった。
- 振込不能の信用金庫等に係る上記取扱いについて、指定金融機関に相談し、振込先の変更に対応してもらうよう依頼した。
- 営業できない金融機関店舗、営業内容が制限される金融機関店舗に資金前渡口座を開設している場合の対応を検討した。
- 資金前渡職員の通帳・印鑑が流出した場合の対応について、銀行に確認した。
- 3月15日に各部局主管課長補佐会議を招集し、金融機関の状況及び給与支給に係る上記取扱いを説明するとともに、あらゆる手段で所管公所に連絡するよう依頼した。

#### 《成果・課題・反省点等》

- 職員の指定口座が振込不能となっても、所属の給与資金前渡口座への入金までは必ず支給定日に完了するよう対応した。
- 教育庁と警察本部の給与担当者及び指定金融機関の尽力も得て、3月分給与全額を所定の口座に振り込むことができた。

- ・ 一方、振込不能の信金等に係る取扱いが周知できず、給与資金前渡口座に入金された現金が翌月以降までそのままとなった所属があった。
- ・ 給与に限らず、本庁と地方機関の連絡手段の確保について検討が必要と思われる。

## (2) 供託案件の取扱い

給与債権の差押により、給与支給日に供託すべき案件があったが、県内の供託所に電話が通じず、被災状況及び供託の可否も分からなかった。また、債権者に取立権を行使してもらおう（債権者が振込口座を指定し、差押額をその口座に振り込む）にも、連絡ができなかった。

### 《具体的取組》

- ・ 仙台法務局本局に連絡し、供託所のオンラインに支障が出ていて、OCR用紙による受付ができないこと、できれば供託を数日留保して欲しいことなどを聞いた。
- ・ 債権者への電話連絡もできなかったため、取立権の行使について文書で連絡し、返答がなければ3月28日に供託することとした。

### 《成果・課題・反省点等》

- ・ 本来は、県の職員への債務（給与支払義務）履行を遅滞させないように、給与支給日に供託又は債権者へ支払いすることとしている。
- ・ 今回は、被災規模等から当日の供託見合わせはやむを得なかったものの、供託所の被災・復旧状況についての情報収集がやや遅くなったのが反省点。

## 3 旅費事務関係

### (1) 旅費計算の特例への対応

震災の影響により県内の多くの交通機関が利用できなくなったことから、平成23年3月28日付け人号外「旅費計算の特例について」が通知され、迂回した経路等、現によった経路及び方法により旅費計算することができることとなった。

### 《具体的取組》

- ・ 職員の赴任旅行命令が行われる時期であったため、赴任旅行命令の入力補助資料を職員ポータル掲示板に掲載した。

#### 《成果・課題・反省点等》

- ・ 入力補助資料の掲載により，各所属での旅費システム入力の参考となったが，人号外通知の取扱いに対して照会する事項があり，赴任旅費の予算所要額調査の時期になって補助資料を掲載したため，予算所要額調査の取扱いについて，財政課との調整を要した。

#### (2) 旅費口座振替不能案件の発生

(支出一般関係の口座支払不能案件と同様に対応)

- ① 被災により，沿岸部の金融機関が機能停止し，口座振替払いができない状況が発生したため，他金融機関への支払変更を指示した。
- ② 既に支払処理済で振替不能の案件(126件 237,689円)については，各執行機関に支払えない旨の事情を説明し，会計課で強制的に返納処理を行った。
- ③ ②の案件については，すべて平成22年度支払処理分なので，各執行機関の支払状況を見ながら，支払未処理が発生しないよう指導した。

#### 4 財務総合管理システム関係

##### (1) 3/11 財務総合管理システム停止(1回目)

サーバー現状確認のためマシン室へ

- ・ 情報システム課でバックアップテープ確保確認
- ・ 電源供給停止のためサーバー自動シャットダウン

##### (2) 3/12 指定金融機関とシステム現状打ち合わせ

- ① 参加者：指定金融機関：3名

会計課：4名

- ② 時間：8：30～9：00

- ③ 内容

###### ○指定金融機関

- ・ 指定金融機関のシステムセンターが停電状態なので，システムの復旧の目処が立たない。
- ・ 銀行の支出する状態にするには以下が必要
  - イ 指定金融機関の電気及びシステム復旧
  - ロ 全銀のセンター(東京)の状況確認
  - ハ 支出する銀行の電気及びシステムの復旧

###### ○宮城県

- ・ 現在システム停止中，14日(月)，15日(火)の支出データは既に指定金融機関のセンターに送信済みだが，14日(月)に送信する予定の16日(水)の支払いデータが作成できていない。

- 互いに状況変化があれば、随時連絡し合うため、緊急時の連絡先を交換。

**(3) 3/12 財務総合管理システム復旧**

- ① 一部機器が故障していたが、障害等の対応のため複数台設置しているサーバーのため、運用には実害ないことを確認。
- ② 16日(水)の支出データを11日(金)の日付で作成。

**(4) 3/13 指定金融機関のシステムセンター復旧確認**

指定金融機関のシステムセンターの復旧により14日(月)の支出が行えることを確認(上記確認により、支出できなかった場合の対処及びアナウンスを検討していたが、不要となる。)

**(5) 地震(3/11)の影響で一部故障していた機器を補修(情報システム課)**

**(6) 4/7 23:30 巨大余震による財務総合管理システム停止(2回目)**

**(7) 4/8 7:00**

- ① 停電の影響でシステムが自動開始しない
- ② 共通基盤に障害でシステムが起動しない旨アナウンス
- ③ バックアップデータから銀行へ支出データ送信  
4/8 13:00
- ④ 一部機器が故障していたが、障害等の対応のため複数台設置しているサーバーのため、運用には実害ないことを確認。
- ⑤ 財務総合管理システム復旧

**(8) 地震(4/7)の影響で一部故障していた機器を補修(情報システム課)**

**5 支出処理が遅れた事案(顛末書等による対応事例)**

**(1) 予算がないままの執行(過年度支出扱い)**

- ① 応援要員の研修所宿泊費負担金
- ② 災害対応医薬品の購入

**(2) 支出負担行為の整理の時期を契約時としない支出処理の容認**

- ① 民間賃貸住宅の支出
- ② 仮設プレハブ住宅の支出

## II 収入関係

### 1 収入証紙関係

#### (1) 証紙の流失

- ① 特認売りさばき人では計9店舗が被災し、保管証紙が流失した。

##### 《具体的取組》

- ・ 東日本大震災は未曾有の災害であり、収入証紙の流失は避けることのできない事態であったと判断した。

- ② 一般売りさばき人では、3者の計6店舗が被災し、保管証紙が流失した。

##### 《具体的取組》

- ・ 一般売りさばき人は、前払いにより証紙を買い受けているものであり、証紙が流失してしまえば、代金の回収は不可能となることなどを勘案し、客観的に流失した証紙の金額（券種及び枚数）が特定できることを前提に、相応分の証紙を再交付することとした。10月26日に1者から再交付申請があり、同日再交付を行った。他の売りさばき人については、流失証紙の金額は把握できたが内訳枚数の算出が困難であること、また既に流失証紙分を損失計上していること等から、被害額と事務負担を比較考量し、当申請は行わないとの報告を受けた。

#### (2) 証紙の汚損

- 3金融機関の計12店舗が被災し、証紙が汚損（水濡れ等）した。

##### 《具体的取組》

- ・ 一般売りさばき人が買い受けた証紙を汚損又は損傷した場合は（売りさばきに適さないため）申請により交換に応じており、今回の汚損についても同様の措置をした。

### 2 寄附金受入関係

震災に伴い、海外から県に対する寄附金の申し入れがあったため、関係課等とその受入方法について検討し、速やかな対応を図った。

##### 《具体的取組》

- ・ 宮城県の友好県省である中国吉林省から国際経済・交流課に寄附金提供の申し入れがあったことから、指定金融機関を含めて相談し、今回の震災

に伴う寄附金受入担当課である消防課に海外からの寄附金受入のための口座（ドル及びユーロ建て）を早急に開設した。

- ・ 海外からクレジットカードによる寄附金受入に対応するため、消防課において、既設のヤフー㈱が運営する「Yahoo! 公金支払」サービスを利用することになったため、ヤフー㈱を財務規則（第 40 条の 2）に基づき、指定代理納付者に指定した。

#### 《成果・課題・反省点等》

- ・ 指定金融機関の協力により、ドル及びユーロ建ての新たな口座が速やかに開設され、海外からの寄附金の受入がスムーズに行われた。
- ・ 寄附金は納付書により収納しなければならないとする財務規則（第 38 条第 3 号）の改正の必要性が生じた。

### 3 国庫支出金早期収納関係

震災に伴い多額の支出が予想されることから、国との連携を緊密にし、国庫支出金の早期請求と収納の徹底を図るよう、本庁各課長に促した。

### 4 金融機関関係

県指定金融機関等において沿岸部の店舗が多数被災したため、県公金の取扱いや支払の可否について、大至急確認する必要性が生じたことから、指定金融機関と相談し、連携しながら具体的な対応を図った。

#### 《具体的取組》

- ・ 各金融機関の被災状況等を把握するため、指定金融機関に窓口となってもらい、被害状況の取りまとめ結果を会計課に報告してもらった。
- ・ 津波により汚損・破損した収納票の復元は、指定金融機関が取りまとめて会計課と税務課に対して連絡し、両課が再発行した。
- ・ 被災による公金の付替遅延は、公金取扱事故には問わないこととした。
- ・ 具体的課題の処理について前例がなかったか、阪神淡路大震災を経験した兵庫県をはじめ、総務省や金融庁にも照会した。
- ・ 公金の収納事実が不明な場合の取扱について、県法律顧問に相談をした。
- ・ 店舗に収納証拠が残っていない場合には、申出者からの来店当時の状況等聴取し、各金融機関で判断することとした。
- ・ 現金は残っているが収納種目が不明な場合は、判明し次第、付け替えさせた。

#### 《成果・課題・反省点等》

- ・ 指定金融機関の積極的な協力を得られ、連携を上手く取りながら指定金

融機関等の被災状況の把握や被災後の公金取扱に関する事後処理を進めることができた。

### Ⅲ 予算関係

出納局においても災害対応に要する経費の予算措置が生じた。

#### 《具体的取組》

- ・ 平成22年度2月補正予算（3次追加分）予備費200億円のうち、400万円を気仙沼及び石巻災害対策本部地方支部で執行する災害対応に要する経費（常時資金）として、会計課において一括予算計上した。
- ・ 平成23年度4月1日専決処分予算においては、気仙沼及び石巻災害対策地方支部に交付するための経費（常時資金）400万円を引き続き予算計上するとともに、災害対応などで急増した事務処理に対応するため、財務総合管理システムの運用時間を午後7時まで延長する経費として60万円を計上した。
- ・ 平成23年度5月補正予算においては、引き続き財務総合管理システムの運用時間延長を9月末まで延長するための経費120万円を計上した。（前項の60万円とあわせて180万円の予算を確保（4/14～9/22まで延べ100日実施、計1,785千円））

### Ⅳ その他

会計課に震災に伴う会計事務の取扱いについての問い合わせが多数寄せられたことから、問い合わせの多い代表的な取扱いをまとめて「東北地方太平洋沖地震による被災に伴う会計事務の取扱い」を職員向け会計課イントラに掲載し、随時更新の上、周知に努めた。

#### 《具体的取組》

- ・ 課内各班に会計事務の取扱いに関する照会が多数寄せられたため、照会のあった課と無かった課の取扱いがバラバラにならないよう、県関係と業者・市町村関係に場合分けした代表的な会計事務の取扱いとして「東北地方太平洋沖地震による被災に伴う会計事務の取扱い」を作成して、職員向け会計課イントラに掲載し、周知した。
- ・ 震災の影響により納期限内に納付できない場合にあっても、財務規則第42条第1項に基づき、必ず納期限後20日以内に督促しなければならないのかとの相談を受けたことから、督促期限を最大6か月延長できるよう財務規則を改正した。

- ・ 津波で滅失した貸借物の取扱いについて，県顧問弁護士と相談し，その助言内容を出納局広報誌ニュースレター等で周知した。

《成果・課題・反省点等》

- ・ 問い合わせの多い代表的な会計事務の取扱いを周知できたことは，ある程度の効果はあったものと思われるが，第1報をまとめたのが発災後2週間程度経過してしまっていたことから，一部において，統一した会計事務の取扱いができない場合もあった。

## 【 契 約 課 】

### I 入札参加資格登録関係

#### 1 建設工事及び建設関連業務

##### 一時的な連絡先の掲載

震災により、一部の登録業者が、入札参加資格登録名簿に登録されている住所と異なる住所に、登記の変更や建設業許可の変更等を行わずに一時的に移転せざるを得ない状況になった。

##### 《具体的取組》

- ・ 被災による一時的な移転であることから、登録名簿の住所変更は行わないこととした。
- ・ このような業者への連絡に支障を来さないよう、「一時的な連絡先」をホームページに掲載し、周知を図った。

#### 2 物品調達等

##### 有効期間の延長

震災により、入札参加資格登録の更新申請が困難な業者が出てくる可能性がある。

##### 《具体的取組》

- ・ 「物品調達等に係る競争入札参加登録の有効期間の特例を定める要領」及び「障害者雇用促進企業の登録の有効期間の特例を定める要領」を制定し、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都除く。）に主たる営業所を有する業者のうち、各登録の有効期間が平成23年6月30日で満了する全業者について、有効期間を平成23年9月30日に延長した。

##### 《成果・課題・反省点等》

- ・ 該当する約100業者の登録有効期間を延長した。
- ・ また、9月30日で登録有効期間が満了した業者で、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都除く。）に主たる営業所を有する業者のうち、希望する業者については、11月末までの間随時登録を行った。

## II 建設工事等の入札・契約関係

### 1 震災後の未開札案件、開札済未契約案件について

震災により、通信手段や移動手段の確保が困難になり、入札者や発注者と連絡がとれない状況が予想されたため、開札や契約手続中の案件を確認するとともに、入札・契約の進行状況や受注側の状況に応じた対応が必要であると判断し、農林水産総務課、事業管理課及び契約課の連名で、未開札案件や開札済で未契約案件の取扱いについて、関係機関へ通知(3/14)し、周知徹底した。

#### 《具体的取組》

- ・ 以下の取扱いを原則とすることを通知し、周知徹底した。  
未開札案件は中止  
開札済で未契約案件は取り消し

#### 《成果・課題・反省点等》

- ・ 未開札案件（電子入札）全件28件について、入札中止するとともに、発注が必要な案件は対応可能業者を選定し再度発注することとした。
- ・ 開札済み未契約案件（本庁分）18件について、入札・契約の進行状況や受注側の意向等を確認の上、入札取消した。
- ・ 案件毎に事情があると思われたが、各部と連携し一定の原則・方向性を早期に示し、必要に応じて仕切り直し発注としたことは、結果として、正しい判断だと考えている。

### 2 災害応急対策への優先対応、年度内完了予定の工事等に係る支払いについて

優先度の高い応急工事や災害復旧のための調査測量等への対応のためには、建設機械、資機材の調達や技術者の確保など、建設企業等の協力が不可欠であり、年度末の資金繰りの厳しい現状を踏まえ、年度内完了予定の工事等については、完成や出来高による支払いを迅速に行う必要があることから、以下の対応を行った。

(1) 農林水産部、土木部及び出納局の連名で、災害対策に優先対応できるよう、現在施工中の工事等の取扱いについて、次の内容で関係機関へ通知(3/16)し、周知徹底した。

#### 《具体的取組》

- ・ 被災していない場合、受注者の意向を踏まえ、2か月程度中止し、必要に応じ部分払いを行う。
- ・ 被災している場合、被災の程度により、損害金による打ち切り精算や、2か月程度中止し、必要に応じ部分払い等を行う。
- ・ 出来高確認の簡素化

#### 《成果・課題・反省点等》

- ・ 「天災その他の不可抗力による損害」算定について、工事請負契約約款

で想定していない部分があり、運用ルール作成に苦慮した。

- ・ 早期の対応が重要と判断し、関係部局と連携し数次の見直しを経て方向性を示す一方、国の動向について、関係部局と連携して情報収集に努めた。
- ・ 損害金に関して、大きなトラブルもなく精算できたと認識している。

(2) 迅速な支払いに対応するため、次の内容で関係機関へ通知(3/18)し、周知徹底した。

《具体的取組》

- ・ 建設関連業務における部分払の特例運用，履行確認の簡略化
- ・ 「天災その他の不可抗力による損害」に係る様式等

《成果・課題・反省点等》

- ・ 災害復旧のための調査測量等への対応のため、技術者の確保など建設関連業界の協力が不可欠であることから、年度末の資金繰りの厳しい現状に配慮し、制度運用として適正に対応できたと考えている。

3 県発注工事等の特例措置の実施について（平成23年6月1日～）

震災により甚大な被害を被った本県の早期復興のため、県発注工事等の入札及び契約手続き等に関して、被災者の雇用や施工地により近い地元企業に加点評価する「特別簡易型」総合評価落札方式の導入や、受注機会を拡大するため一定条件の工事を対象に現場代理人の常駐義務を緩和するなどの特例措置を講じている。

《具体的取組》

| 項目                    | 対象        | 通常工事等   | 東日本大震災に関連する災害復旧工事等   |
|-----------------------|-----------|---|--|
| ①総合評価落札方式の取扱          | 工事        | ・標準型(技術提案型)<br>・標準型(施工計画型)<br>・簡易型(施工計画型)<br>・簡易型(実績重視型)  | ・特別簡易型(実績重視型)の導入 ※3億円未満の工事に適用可能<br>【施工計画等の提案を省略するとともに、被災者等の雇用や施工地の地元企業に考慮した評価項目を設定し加点します。】 |
| ②入札保証金の適用緩和(総合評価落札方式) |           | ・1億円以上の工事に適用  | ・5億円以上の工事に適用緩和します。   |
| ③低入札対策の徹底             | 工事、建設関連業務 | ・工事:失格判断(純工事費)基準額1の平均額算定方法を見直しを行います。<br>・関連業務:失格判断(入札価格)基準額3の平均額算定方法等を見直しを行います。   | ・調査基準価格適用<br>・数値的判断基準適用  |
| ④低入札調査の簡素化            |           | ・オープンブック方式適用<br>・履行能力確認調査   | ・誓約書<br>【数値的判断基準をクリアした場合、特例として、誓約書の提出により、履行能力確認調査を省略するものとします。】                             |
| ⑤現場代理人の取扱             | 工事        | —   | 特例として、2件の工事間での兼務を可能とします。<br>【農林水産部、土木部及び企業局の同一部所発注の2千5百万円未満の工事】                            |
| ⑥前金払の特例               | 工事、建設関連業務 | ・工事:現行の4割を、特例として5割に引き上げます。(ただし、調査基準価格を下回る価格で契約の場合は、従来どおり2割となります。)また、中間前金払の対象を拡大(5百万円→3百万円)します。<br>・建設関連業務等:現行の3割を、特例として4割に引き上げます。 |  |

《成果・課題・反省点等》

- ・ 平成23年11月末現在で、「特別簡易型」の総合評価落札方式全体に

占める割合は、件数ベースで57.3%、落札金額ベースで55.0%となったほか、落札率は91.8%となっており、一般競争入札全体（91.0%）と比べ0.7ポイント、総合評価落札方式全体（91.1%）と比べ0.7ポイント高くなっている。

- ・ 災害復旧工事発注が本格化した秋口以降、入札不調の発生が顕著化しており、円滑な施工確保における課題となっているため、現場代理人の常駐義務の更なる緩和を検討する必要がある。

### Ⅲ 物品及び役務の調達関係班

#### 1 物品・役務調達の入札（見積合せ）について

震災により、発注者又は入札（見積合せ）参加者が入札（見積合せ）を行うこと又は参加することが困難な状況であり、入札執行事務で混乱を招かないよう各所属が統一した考え方で対応する必要があった。

##### 《具体的取組》

- ・ 物品の調達等に係る競争入札執行要領第6条又は宮城県物品等電子調達実施要領第10の規定に基づき、開札の延期、紙入札への変更、紙入札の承認、中止等を行うことができることを全所属に周知した。  
(平成23年3月14日：職員ポータル掲載)

##### 《成果・課題・反省点等》

- ・ 発注者又は入札（見積合せ）参加者が停電等の災害に遭い電子入札（見積合せ）事務が困難であるケースについては、開札の延期や中止とする統一的な取扱いができた。
- ・ 開札の延期の場合、物流の見通しが不透明な状況でいつまで延期すべきかむずかしいものがあった。

#### 2 複写サービスの入札について

複写サービスの平成23年4月から開始する個別契約において、複写機メーカーから震災により機器の確保、配送・撤去が困難な状況となっている旨の申し入れがあった。このように、新個別契約による機種更新が困難な状況で、複写機が設置されていない期間が生じた場合、本来業務に支障を来す恐れがあった。

##### 《具体的取組》

- ・ 現契約業者と協議し、継続して複写サービスを受けるなどの方法を全所属に周知した。ただし、継続してサービスを受ける場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約とし1年以内を限度に

期間を設定することとなることも併せて周知した。  
(平成23年3月15日：職員ポータル掲載)

《成果・課題・反省点等》

- ・ 平成23年4月から機器更新を予定していた所属において、メーカー被災のため機器更新が困難な場合、現機器を随意契約で1年延長することで、当該所属の業務に支障を来さなかった。
- ・ メーカー被災の状況が様々であったことから、4月からの新機器への更新の可能性の判断がむずかしかった。

### 3 宮城県印刷工業組合からの緊急要望書について

平成23年3月18日付けで次のとおり緊急要望があった。

- ① すでにご発注の印刷物に係る納期につきましては、受注企業の状況等を斟酌して頂き、延納等の柔軟な措置をお願いしたい。
- ② 加えて、年度末を超えた納入にあっても、中小印刷業の資金繰り安定のため、至急の代金決済をお願いしたい。
- ③ この大震災により経営ダメージは甚大であり、地元印刷企業の早期復旧を図る観点から、当組合メンバー企業への発注での特段のご考慮を従来にも増してお願いしたい。

《具体的取組》(緊急要望に対する回答内容)

- ① 発注済み案件について現在調査中で、納期内納入が不可能な業者については、協議の上、納期を延長する。
- ② 代金の支払いを約定期間内で速やかに行うよう努める。
- ③ 地元企業に配慮した発注を行う。

《成果・課題・反省点等》

- ・ 地元印刷企業の被災状況は甚大なものがあったが、正常な印刷作業が可能となるまで納期を延長することにより、県外の印刷企業に発注するケースはなく、従来どおり地元印刷企業への発注ができた。
- ・ 約定期間内での早期代金支払いに努めることについては、会計課からの災害対応の通知の中で各所属に依頼した。

### 4 知事が別に定める物品（以下「知事別物品」という。）の調達に係る事前確認の実施について

平成22年2月に実施された会計検査院の検査結果、知事別物品において差替え（発注物品と異なる物品の納入）などの不適正な経理処理の指摘を受け、再発防止策（検収体制強化策）として、知事別物品4種類について、事前確認を平成23年

4月から試行することとしていた。

《具体的取組》

- ・ 事前確認対象項目の一つに青写真等があるが、災害復旧作業において各所属で多量の青写真等の発注が行われており、今後も発注が引き続く状況で、4月から事前確認をすることは、災害復旧の迅速な業務に支障がある。（土木部から試行延期の要望あり。）
- ・ 以上のことから、迅速的な災害復旧作業を優先させるため、青写真のみならず対象全項目について、実施要領の施行を当分の間延長することとした。（平成23年3月30日通知）

《成果・課題・反省点等》

- ・ 平成23年10月の策定された「宮城県震災復興計画」に基づき、県民とともに復旧・復興に向け取り組んでいる現況から、当分の間実施要領の実施は延長とする。

## 5 集中調達物品等の個別調達案件の対応について

### (1) 平成23年3月14日開札の印刷物調達について

印刷物（単価契約分2件（10:00開札））の一般競争入札が各6者参加で実施予定だった。

調達案件名：議案書（財政課）及び会議録（議会事務局）

《具体的取組》

- ・ 一般競争入札の参加申し込みをしていた6者に対し、入札参加の意向等を確認する（電話）照会をしたが、連絡がつかない業者が多い状況で、履行能力の確認ができないことから、今回の調達案件は「中止」とした。中止する理由は、「東北地方太平洋沖地震により入札契約事務が不能であるため。」である。
- ・ また、平成23年度当初の発注については、現在各業者の印刷機の被害が尋常でない状況であることから、復旧状況を把握しながら発注時期を検討し、必要があれば県内限定型を適用しない発注なども考えることとした。

《成果・課題・反省点等》

- ・ 平成23年4月上旬において、各印刷業者の印刷機の復旧状況を調査した結果、中止した案件（2件）について再公告が可能と判断し、4月上旬から調達事務を開始し、「議案書（財政課）」については4月21日付け、「会議録（議会事務局）」については4月25日付け契約締結した。
- ・ 県内印刷業者の印刷機の復旧が早かったことから、発注において県内限

定型を適用しない事例はなかった。

(2) 既に公開済で未開札の案件（電子調達分）31件（23年度単価契約）の対応について

○ 公開済み内容

|             |     |     |      |     |
|-------------|-----|-----|------|-----|
| ・ 一般競争入札    | 23件 | 開札日 | 3/14 | 2件  |
| ・ オープンカウンター | 3件  | 〃   | 3/15 | 1件  |
| ・ 随意契約      | 4件  | 〃   | 3/16 | 7件  |
| ・ 公募型指名競争   | 1件  | 〃   | 3/24 | 21件 |

《具体的取組》

- ・ 年度内納入が不可能である時は「中止」とし、平成23年度以降の単価契約については、平成22年度契約者と継続して納入可能かを確認のうえ、不可能の場合は、商業活動が正常化してから通常通りの手続きで契約執行を行うこととした（単価契約は、緊急に契約しなければならない案件とは判断しない）。
- ・ また、一般競争入札及びオープンカウンターで、発災後に入札された事案については、履行可能の確認した後に通常通り契約事務を行った。

《成果・課題・反省点等》

- ・ 各調達案件の物流の復旧を確認しながら調達事務を実施することが肝要である。

(3) 平成23年度（送信：3月10日）単価契約分（個別随意契約209件）の発注について

《具体的取組》

- ・ 26者の単価契約業者に、通常に発注を依頼し納期までに納入できるかを確認（電話）したが、ほとんど不通で確認が取れなかった（3/14現在）。その後徐々に連絡が取れるようになっていた。
- ・ 事務用品の単価契約は、メールで発注しており、今回の案件はメールで「納期内納入が可能かどうか」の照会を添えて通常どおり発注することとした。
- ・ その後、各業者の状況を把握し、年度内納入が不可能な物品については、発注の取消をするとともに、発注課に連絡した。その際、災害対応のため緊急に必要な物品については、各課で知事別物品として調達することができることを申し添えた。
- ・ なお、当面不足しているコピー用紙・トナー・トイレットペーパーの調

達可能業者の情報提供も併せて行った。

《成果・課題・反省点等》

- ・ 平成23年度当初から単価契約として発注できた品目は32品目に止まった（例年約200品目）。単価契約できなかった品目については、4月において各品目の調達可能状況を把握したうえで、調達事務を開始し契約を経て、5月20日付け各所属に例年どおりの単価契約の通知ができた。

## 【 検 査 課 】

### I 検査関係

#### 震災後の年度内完成検査

##### 完成検査の実施

震災後の年度内工事完成検査の実施予定件数は230件となっていたが、その内被災しなかった工事51件については完成検査を実施し、残り179件は一部被災や完全流出などの発生により実施しなかった。

##### 《具体的取組》

- ・ 震災後、土木部事業管理課から、今後、事務処理が必要となる出来高検査や事務所検査について、各事務所は震災対応により業務が多忙となり対応不可能と想定されることから、検査課で検査を実施するよう依頼があったが、その後、施工中であった工事の取扱いについて事業課及び関係課が、国の指導を受けながら協議を行い、工事の中止及び工事請負契約書第29条（不可抗力による損害）に基づく措置を執ることとしたことで、事務所での対応となった。
- ・ 年度内に完成検査ができた工事51件のうち、工事関係書類の一部を工事事務所ごと津波で流出し被災したケースが数件あったが、請負者から発注者に提出されている工事履行報告書や発注者工事監督員の段階検査等の証明を基に、又は検査現場において直接確認を行い検査を実施した。
- ・ 当時、燃料不足の状況下において、気仙沼方面への自家用車を利用しての検査の実施が困難なことから、利用する自家用車を事業管理課から災害対応の緊急車両に指定してもらい優先的に燃料の確保を行い検査を実施した。

##### 《成果・課題・反省点等》

- ・ 検査については、県工事検査規程、県工事検査執行要領及び県工事検査基準に基づき速やかに実施することができた。
- ・ 大災害時等においては、地方検査員がその対応で多忙になることから、地方検査員が行うこととなっている出来高検査や完成検査等を検査課の専門検査員が速やかに対応する方策を構築する必要がある。
- ・ 被災後に発注された、がれき処理工事や応急工事に係る検査についても、一般工事と同様に工事成績調書作成要領に基づき評価を行っているが、出来高及び出来ばえについては評価することができないことから評定点が低くなる結果となった。
- ・ 評定点は、総合評価入札方式の際、施工業者の応札においての持ち点として大きく影響することから、がれき処理や解体工事等評価が不向きな工事に対する評価のあり方について検討すべきと考える。ちなみに、福島県においては、従来より解体工事や船舶の維持修繕工事等を評定対象外の工

事と定めていたが，今回の震災より新たに出来高，品質等を求めない応急工事等についても評定の対象外として取り扱うこととしている。

- ・ 検査課の専門検査員検査時の移動手段は，自家用車がほとんどであったため，燃料確保が困難等，非常時における体制を考える必要がある。